

給与の種類	支 給 条 件		支給日	備 考																																												
	支 給 対 象 者	支 給 率 又 は 支 給 額																																														
手 当	10 期末手当 基準日に在職する職員および基準日前1月以内に退職または死亡した職員 3月1日----- 6月1日----- 12月1日-----	(給料+扶養手当) × (期間率) 50 100 110 100 200 100	→ 3月15日 → 6月15日 → 12月5日	46 5 1から 改 定																																												
		11 勤勉手当 基準日に在職する職員および基準日前1月以内に退職または死亡した職員 6月1日----- 12月1日-----	(給料) × (期間率) 60 100 60 100		→ 6月15日 → 12月5日	45 5 1から 改 定																																										
			12 寒冷地手当 (基準額) 寒冷地の級地別に応じ、基準日に在職する職員ただし基準日付をもって退職したものについては支給しない。 (附加定額) 寒冷地の級地別区分が4級地および5級地である地域に在勤する職員		(1) 基 準 額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事 項 級 地</th> <th rowspan="3">定 率 分</th> <th colspan="3">定 額 分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">そ の 他 の 職 員</th> </tr> <tr> <th>扶養親 族あり</th> <th>扶養親 族なし</th> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>45</td> <td>26,800</td> <td>17,870</td> <td>8,930</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>35</td> <td>20,100</td> <td>13,400</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>25</td> <td>16,750</td> <td>11,170</td> <td>5,580</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>18</td> <td>11,390</td> <td>7,590</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>10</td> <td>6,700</td> <td>4,470</td> <td>2,230</td> </tr> </tbody> </table>		事 項 級 地	定 率 分	定 額 分			世帯主である職員		そ の 他 の 職 員	扶養親 族あり	扶養親 族なし		%	円	円	円	5級地	45	26,800	17,870	8,930	4級地	35	20,100	13,400	6,700	3級地	25	16,750	11,170	5,580	2級地	18	11,390	7,590	3,800	1級地	10	6,700	4,470	2,230	8月10日	
					事 項 級 地				定 率 分	定 額 分																																						
										世帯主である職員		そ の 他 の 職 員																																				
							扶養親 族あり	扶養親 族なし																																								
	%			円	円		円																																									
5級地	45	26,800		17,870	8,930																																											
4級地	35	20,100	13,400	6,700																																												
3級地	25	16,750	11,170	5,580																																												
2級地	18	11,390	7,590	3,800																																												
1級地	10	6,700	4,470	2,230																																												
(2) 附加定額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事 項 級 地</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">そ の 他 の 職 員</th> </tr> <tr> <th>扶養親 族あり</th> <th>扶養親 族なし</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>11,000</td> <td>7,350</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>5,500</td> <td>3,700</td> <td>1,850</td> </tr> </tbody> </table>	事 項 級 地	世帯主である職員		そ の 他 の 職 員	扶養親 族あり	扶養親 族なし		円	円	円	5級地	11,000	7,350	3,700	4級地	5,500	3,700	1,850																														
事 項 級 地		世帯主である職員			そ の 他 の 職 員																																											
		扶養親 族あり	扶養親 族なし																																													
		円	円	円																																												
5級地	11,000	7,350	3,700																																													
4級地	5,500	3,700	1,850																																													
13 定時制通信 教育手当	定時制または通信制の課程を本務とする教員および当該課程を置く学校の校長 (1) 校 長----- (2) 副校長および主事----- (3) 教員および実習助手-----	給料月額8% 同 上 10%	給料の 支給日	46 4 1から 改 定																																												
					14 産業教育手 当	農業、工業または水産の課程をおく高等学校において当該教諭または助教諭の免許状を有して当該課程の教科を担当する教育または実習助手(給料の特別調整額の支給を受ける教員を除く)	給料月額10% ただし定時制通信教育手当の支給を受けるものにあつては6%	同 上	46 4 1から 改 定																																							
										15 住居手当	月額3,000円を超える家賃等を負担している職員	(家賃等の額-3,000) × 1/2 (最高限度額3,000円)	同 上	45 5 1から																																		

第 8 節 付 属 機 関 等

1. 福島県後期中等教育審議会

本県公立高等学校通学区域に関する規則、すなわち学区制について、現在の実態に合わない不合理な問題点が生じ、その改正を望む要請もあったので、県教育委員会は県後期中等教育審議会に対し、学区再編成についての諮問を行ない、その答申に基づいて学区制の改正を行ない、11月24日に公表した。

(1) 諮問事項および諮問理由

昭和47年度諮問第4号
福島県後期中等教育審議会殿

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。
福島県公立高等学校通学区域の再編成について
昭和47年5月31日
福島県教育委員会

諮 問 理 由

高等学校通学区域、いわゆる学区制の設定は、高校教育の普及および機会均等を図る理念から、旧「教育委員会法」(昭和23年法律第170号)第54条の規定によって定められ、